

大学共同利用機関法人自然科学研究機構産学官連携会員制度に関する規程

平成31年1月17日

自機規程第120号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 機構会員制度
- 第3章 機関会員制度
- 第4章 入退会・会費等
- 第5章 雑則等

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）が、産学官連携活動の推進を目的として設置する「産学官連携会員制度」に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「産学官連携会員制度」とは、所定の手続を経て次項に規定する「機構会員」又は第3項に規定する「機関会員」となった民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）に対し、機構、並びに、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。以下「通則」という。）第2条第1項に規定する大学共同利用機関、第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設及び第50条第1号に規定する岡崎共通研究施設（以下「機関」という。）の保有する研究情報等の提供等のサービスを提供する制度をいう。

2 この規程において、「機構会員」とは、機構が設置する機構全体にわたる会員制度（以下「機構会員制度」という。）の会員として、機構が実施するサービスの提供を受ける民間機関等をいう。

3 この規程において、「機関会員」とは、機関が設置する会員であり、かつ、第6条第1項に定める「機関会員制度」に基づき機関が実施するサービスの提供を受ける民間機関等をいう（機構会員と機関会員を併せ、「会員」と総称する。）。なお、機関会員は、機構会員としての地位を併せて保有するものとし、機構会員の地位を喪失した場合、機関会員の地位も自動的に喪失するものとする。

第2章 機構会員制度

(機構会員制度の設置と運営)

第3条 機構は、前条第2項に定める機構会員制度を設置し、その正式名称を「自然科学研究機構会員制度」とする。

2 機構会員制度の管理は、産学連携委員会が行い、運営は、共創戦略統括本部企画戦略室が行うものとする。

3 産学連携委員会は、事業年度毎に、機構会員制度の運営状況につき、次の各号に定める事項を、研究基盤戦略会議に報告の上、機構長に通知する。

- 一 機構会員の会員数及びその概要
- 二 機構会員制度の収支状況
- 三 機構会員に対するサービス提供の概要
- 四 その他研究基盤戦略会議が定める事項

4 機構長は、前項に基づき産学連携委員会から通知された内容に基づき、適切な運営が行われていない又はそのおそれがあると判断した場合、企画戦略室に対し、是正のための措置をとるよう要請することができる。この場合、産学連携委員会は、機構長からの要請に従い、速やかに是正のための措置を講じた上、結果を機構長に報告しなければならない。

5 機構会員制度の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(機構会員に対する情報提供・発明開示等)

第4条 機構は、機構や機関の保有する研究開発情報その他の技術情報（出願公開された後の特許出願にかかる発明に関する情報、著作物その他のコンテンツ、データを含む。）を、随時機構会員に提供するほか、機構会員に対し、産学官連携に必要な相談サービスを提供するとともに、機関の研究及び産学官連携に関する情報について、各種イベント・セミナー・シンポジウムの開催、マスメディア（TV、ラジオ、新聞、雑誌等）又はインターネットを通じ、適宜の方法により情報提供するものとする。この場合、機構は、当該情報にかかる権利保護等に必要となる場合、提供に当たり一定の条件を付すことができる。なお、機構会員に提供される情報には、原則として非公知の情報や機構が第三者に対し秘密保持義務を負っている情報は含まれないものとする。

2 その他、機構の教職員等が行う発明等に関し必要な事項は、別に定める。

(テラーメード産学官連携の提供)

第5条 機構は、コーディネーターを配置して、機構会員の要望に応じた産学官連携活動を実施する。

第3章 機関会員制度

(機関会員制度の設置と運営)

第6条 機関は、この規程の下に、機関における産学官連携にかかる独自の会員制度(以下「機関会員制度」という。)を設置することができる。

- 2 機関は、機関会員制度を設置する場合、当該会員制度の名称、規定、会員規則、会費、運営委員会規定その他当該会員制度を設置及び運営するために必要な事項を、この規程に従い、定めることができる。
- 3 機関会員制度の設置を希望する機関の長は、機構長に対し、機関会員制度に適用される機関における実施細目を定める規則案及び機関会員制度の概要とともに、設置を申請するものとする。この場合、機構長は、研究基盤戦略会議の議を経た上で、設置の可否を決定する。
- 4 機関の長は、当該機関において設置する機関会員制度の運営状況につき、事業年度毎に、次の各号に定める事項を、研究基盤戦略会議に報告の上、機構長に通知する。
 - 一 機関会員の会員数及びその概要
 - 二 機関会員制度の収支状況
 - 三 機関会員に対するサービス提供の概要
 - 四 その他研究基盤戦略会議が定める事項
- 5 機構長は、前項に基づき機関の長から通知された内容に基づき、機関会員制度において適切な運営が行われていない又はそのおそれがあると判断した場合、当該機関会員制度を設置する機関の長に対し、是正のための措置をとるよう要請することができる。この場合、当該機関の長は、機構長からの要請に従い、速やかに是正のための措置を講じた上、結果を機構長に報告しなければならない。

(機関会員に対する情報提供・発明開示等)

- 第7条 機関は、当該機関の保有する研究開発情報その他の技術情報(出願公開された後の特許出願にかかる発明に関する情報、著作物その他のコンテンツ、データを含む。)を、随時機関会員に提供することができる。この場合、機関は、当該情報にかかる権利保護等に必要となる場合、提供に当たり一定の条件を付すことができる。
- 2 機関は、機関会員に対し、産学官連携に必要な相談サービスを提供するとともに、機関の研究及び産学官連携に関する情報について、各種イベント・セミナー・シンポジウムの開催、マスメディア(TV、ラジオ、新聞、雑誌等)又はインターネットを通じ、適宜の方法により情報提供を行うことができる。
 - 3 機構は、特許出願を行ったときは、機関会員に対して、当該出願後速やかに、出願番号、出願日、発明者氏名、発明の名称その他当該発明の概要を開示することができる。また、特許出願を行わない場合も、機構は、機関会員に対し、機構の裁量により

随時機構又は機関の保有する非公知の情報を開示することができる。ただし、当該開示によって共同出願者その他の第三者の権利を侵害するおそれや第三者に対して負う秘密保持義務に抵触するおそれがあるときは、この限りでない。なお、本項に基づく発明や技術の概要を開示する場合、機構は、当該情報にかかる権利保護等に必要となる場合、提供に当たり一定の条件を付すことができる。

- 4 機構は、前項による発明や技術の概要の開示に際し、機構の定める期間内に機関会員から申し出があったときは、機構が定める内容での秘密保持契約の締結を条件として、当該機関会員に対し当該発明について明細書の写しの交付、発明者による技術説明その他機関が適当と認める方法により当該発明の詳細を開示することができる。
- 5 前項の発明の詳細の開示に当たっては、明細書の写しの交付によるときは、無償とし、発明者による技術説明その他の明細書の写しの交付以外の方法によるときは、当該機関会員へ開示に要する費用負担を求めることができる。
- 6 機構は、機関会員が機関の定める期間内に機構の保有する発明に関する実施許諾又は同項の特許を受ける権利の譲渡を申し出たときや、技術移転・技術指導の要請を受けたときは、当該機関会員に対し、当該実施許諾又は権利の譲渡について、機構の定める期間中、会員外の第三者に優先して、機構と交渉することができる権利を付与することができる。
- 7 機関会員に提供されるべき情報の範囲は、当該機関の長が詳細を決定する。

第4章 入退会・会費等

(入会手続)

第8条 機関会員としての入会は希望せず、機構会員としてのみ入会を希望する民間機関等は、機構所定の入会申込書により、機構長に対して申込みを行う。入会の許否は、機構長がこれを決定する。

- 2 機関会員としての入会を希望する民間機関等は、機関所定の入会申込書により、機関の長に対して申込みを行う。入会申込みを受けた機関において、機関の長が、入会の許否を決定するものとし、機関の長は、機構長に対し、入会申込みの内容及び入会の許否を、報告するものとする。その他、機関会員の入会手続のうちこの規程に定めのない事項は、当該機関において別に定めるものとする。
- 3 この規程の他、会員に適用される会員規則は、機構及び機関において、これを別途定めるものとする。

(会費)

第9条 機構会員の会費については、別に定めるものとする。

- 2 会員は、機構の事業年度を単位として機構の発する請求書に記載の期限までに一括

して会費を機構に納付しなければならない。ただし、機構が特別の理由があると認めた場合は、会費を分割又は複数年度分を一括して納付することができるものとする。

- 3 機構の事業年度の途中において機構会員となった者は、下記の算式から算出された会費（千円未満の端数は四捨五入する。）を機構が発する請求書に基づき支払うものとする。

年会費×入会時における機構の事業年度の未経過月数／12

- 4 既納の会費は、事業年度中に退会又は会員資格を失った場合であっても返還しない。ただし、複数年度分を一括して納付した場合の未経過年度分は、この限りでない。
- 5 機関会員の会費は、機関において別に定めるものとする。なお、機関会員に関しては、機構会員としての会費を免除する。

（機構会員会費の受入手続等）

第10条 機構会員会費を受け入れるための手続等は、次のとおりとする。

- 一 民間機関等から、機関会員には入会することなく機構会員への入会があった場合、機構は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程（平成16年自機規程第25号。以下「会計規程」という。）の定めるところにより処理するものとする。
- 二 機構は、機構会員会費を受領したときは、会員制度の運営及び機構共通の産学官連携の管理経費その他産学連携委員会が定める使途に充てることができる。

（機関会員会費の受入手続等）

第11条 機関会員会費を受け入れるための手続等は、次のとおりとする。

- 一 民間機関等から、機関会員への入会があった場合、機関の長は、会計規程の定めるところにより処理するものとする。
- 二 機構は、機関会員会費を受領したときは、会員制度の運営及び機構共通の産学官連携に係る管理経費その他産学連携委員会が定める使途に充てることができる。

（会員規則等遵守・秘密保持）

第12条 会員は、この規程並びに機構及び機関が別に定める会員規則（秘密保持に関する定めを含むがこれに限られない。）を遵守するものとする。

- 2 会員は会員であることによって知り得た情報を、第三者に開示し、又は公表してはならない。

（報告事項）

第13条 会員は、入会申込書の記載事項に変更があったときは、速やかに書面をもって入会申込みを行った機構又は機関に届け出なければならない。

（会員資格の喪失）

第14条 機構は、会員が次の各号の一に該当する事由を生じたときは、これを会員に通知することによりその会員資格を喪失させることができる。

- 一 この規程に規定する秘密保持義務又は別に機構と締結した秘密保持契約に規定

する義務、その他この規程又は機構若しくは機関の定める会員規則の一に違反したとき。

二 定められた期日までに会費を納付しないとき。

三 機構の名誉又は信用を著しく損なう行為があったと機構が認めたとき。

四 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年5月6日法律第52号）又は大学共同利用機関法人自然科学研究機構産学官連携研究部門に関する規程（平成31年自機規程第119号）の趣旨目的等に照らして不適切な行為があったと機構が認めたとき。

2 会員は、任意に退会しようとするときは、書面をもってこれを入会申込みを行った機構又は機関に届け出るものとする。

第5章 雑則等

（会員規則の変更）

第15条 機構は、この規程を改正したときは、速やかに会員に通知するものとする。

（提供情報の内容不保証）

第16条 機構及び機関が会員に開示する発明の詳細又は会員に提供する技術情報は、機構及び機関において開示又は提供が可能なものに限るものとし、また、機構及び機関は当該発明及び技術情報の有効性について保証しない。

（雑則）

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成31年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月16日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。